

立川市条件付き一般競争入札参加要件への工事成績評定の試行活用基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市が発注する工事における品質の向上を図るため、立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成17年8月1日市長決定）第7条第9号の規定により、立川市工事成績評定要領（平成17年4月1日行政管理部長決定。以下「要領」という。）第11条の規定に基づく過去の工事成績評定通知書の総評定点（以下「工事成績評定点」という。）を条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）への参加の要件（以下「入札参加要件」という。）として活用する基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(試行対象工事)

第2条 工事成績評定点を入札参加要件とする工事（以下「試行対象工事」という。）は、市内に本店を有する者を入札参加要件とする工事とする。

(入札参加可能点数)

第3条 試行対象工事における入札の参加が可能な工事成績評定点（以下「入札参加可能点数」という。）は、工事内容、工事規模等を勘案し、65点以上の任意の点数を設定するものとする。

(入札参加可能者)

第4条 試行対象工事の入札に参加できる者は、市から受注した工事の工事成績評定点の平均点数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が入札参加可能点数以上の者で、かつ、前年度及び現年度の全ての工事において、60点未満の工事成績評定点がないものとする。この場合において、現年度の全ての工事とは、工事成績評定通知書の通知日が市が指定する期間内のものをいう。

2 工事成績評定点の平均点数は、工事成績評定通知書の通知日が試行対象工事に係る入札の実施についての告示日（以下「告示日」という。）の属する年度及びその前3年度内であるもののうち、告示日の属する四半期の前前四半期の末日から順にさかのぼった3件から算定する。ただし、工事の件数が3件未満であるときは、次の各号に掲げるとおり算定する。

- (1) 2件の場合 該当する2件の工事成績評定点の平均
- (2) 1件の場合 該当する工事成績評定点
- (3) 1件もない場合 0点

3 工事成績評定点の平均点数の算定にあたり、複数の工事に係る工事成績評定通知書の通知日が同日の場合は、工事成績評定点が最も高い点のものから並び替え、工事成績評定点の高いものから使用する。

4 工事成績評定点は、入札参加者より政策財務部契約課に問い合わせることができる。

5 工事成績評定点の平均点数を算定する対象となる工事は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格の業種区分で試行対象工事と同一の業種とすることを原則とし、告示において指定する。

(試行対象工事等の決定)

第5条 試行対象工事及び入札参加可能点数の設定は、立川市競争入札参加資格等審査委

員会規程（平成 8 年立川市訓令甲第 3 号）に規定する立川市競争入札参加資格等審査委員会の議を経て決定するものとする。

（入札不調等の場合）

第 6 条 試行対象工事の入札が不調又は中止になったときは、次回以降の当該試行対象工事の入札については、入札参加可能点数を設定しないことができる。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。